パブリックコメント手続要綱の概要

1　目的

○市が策定する政策等を市民に説明する責任を果たす。
○市の政策形成過程の公正性の確保と透明性の向上
○市政への市民等の参加の促進

2　特徴

○行政の意思決定の方法に一定のルールを設け、政策形成の過程において、市民等の意見提出機会を確保する。
○限られた相手だけではなく、広く一般に意見を求める。
○案の賛否を問うのではなく、意見の数の多寡も問題にしない、意見内容を重視し、より良い意見を市政に反映させる。
○提出された意見の概要とともに、それに対する行政の考え方を公表する。（行政に応答義務を課すもの。）

3　流れ

＜政策等の案の構想レベル＞

市民参加手法
・ワークショップ　・市民アンケート
・審議会等への公募委員　　・説明会etc

第８条　構想又は検討段階での手続
　実施機関は、特に重要な政策の策定に当たって広く市民等の意見等を反映させる必要があると認めるものについては、構想又は検討の段階で、この要綱に準じた手続を行うよう努めるものとする。
２　実施機関は、市民を対象とした意識調査その他適切な方法で、行政活動に関する市民の意見を積極的に把握するように努めるものとする。

政策等の案の作成

第３条第２項　適用除外
(1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
(2) 計画等の策定等に関し、意見聴取の手続等が法令等により定められているもの
(3) 計画等の策定に関して実施機関の裁量の余地が少ないものその他計画等の性質　上パブリックコメント手続に適さないもの
第７条　意志決定過程の特例
　附属機関等がこの要綱に準じた手続を行い政策等の策定を行うとき

＜パブリックコメント手続の実施＞

第９条　パブリック手続実施責任者
　対象となる政策等の把握を行うなど要綱の実効性を確保する。

＜第４条第４項　予告＞
○市ホームページ、市広報誌に掲載

第４条第４項　予告
(1) 政策等の案の名称
(2) 政策等の案に対する意見の提出方法、提出期間
(3) 政策等の案の入手方法

第３条　対象
(1) 総合計画等市の基本的政策を定める計画、個別行政分野において広く市民生活に影響を与える施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定
(2) 広く市民等に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例（金銭徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃に係る案の策定
(3) 市の基本的な制度を定める条例又は市民生活若しくは事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃に係る案の策定
(4) 広く市民の公共の用に供される施設の建設に係る基本的な計画の策定又は変更
(5) 前各号に掲げるもののほか、制定又は改廃しようとする制度等の趣旨、市民生活への影響等を勘案して、パブリックコメント手続を実施することが適当であると市長が認めたもの

＜第４条　政策等の案の公表＞
○政策等の策定の意思決定を行う前に公表
○政策等の案のほか、案の概要などの関連資料を公開
○所管課窓口、支所、各公民館での閲覧
○市ホームページへの掲載

第２条　定義
○実施機関とは、市長、教育委員会及び消防長をいう。
○市民等とは、次に掲げるものをいう。
(1) 市内に住所を有する者
(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
(3) 市内の事務所又は事業所に勤務する者
(4) 市内の学校に在学する者
(5) 本市に対して納税義務を有する個人及び法人その他の団体
(6) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人及び法人その他団体

＜第５条　意見等の提出手続＞
○少なくとも2週間の募集期間を設定
○所管課窓口への書面の提出、郵便、ファックス、電子メールなど
○意見を提出しようとする市民等に対し、住所、氏名、連絡先等の明記を求める

＜第６条　意思決定に当たっての意見等の考慮＞
○提出された意見等を考慮して、政策等の策定の意思決定
○提出された意見等の概要及びそれに対する市の考え方並びに修正内容を公表

第10条　一覧表の作成
　パブリックコメント手続の実施状況をホームページで掲載